

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

北海道 北海道教育委員会訓令 北海道警察本部	
○北海道経済・雇用対策推進本部設置規程を廃止する訓令	(経済企画室) 47
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(情報政策課) 47
○家畜伝染病検査の命令	(畜産振興課) 47
○土地改良区の役員の就任の届出	(農業施設管理課) 50
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課) 50
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課) 50
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	(治山課) 51
○森林法による通知に代える公示(2件)	(治山課) 51
○道路の供用の開始	(維持管理防災課) 52
○土砂災害警戒区域の指定	(維持管理防災課) 52
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(維持管理防災課) 52
道原子力環境センター告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示	53
○特定調達契約に係る入札の公告	53

北海道 北海道教育委員会訓令 北海道警察本部

北海道 北海道教育委員会訓令第2号 北海道警察本部

庁 中 一 般
部 局

北海道経済・雇用対策推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成27年6月26日

北海道知事 高橋 はるみ
北海道教育委員会教育長 柴田 達夫
北海道警察本部長 室城 信之

北海道経済・雇用対策推進本部設置規程を廃止する訓令
北海道経済・雇用対策推進本部設置規程(平成15年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成27年6月26日から施行する。

告 示

北海道告示第478号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年6月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道生涯学習情報提供システムASPサービス提供業務 一式
- 落札を決定した日
平成27年6月12日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社ラプト
(2) 住 所 札幌市中央区南3条西23丁目2番18号
- 落札金額
26,892,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成27年5月1日付け北海道告示第334号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第479号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該

蜜蜂の所有者に対し、当該蜜蜂について、腐蛆^そ病の予防のための検査を受けることを命ずる。
平成27年6月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

腐蛆病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

夕 張 市 平成27年7月21日から9月30日まで

岩 見 沢 市 同

美 唄 市 同

芦 別 市 同

赤 平 市 同

三 笠 市 同

滝 川 市 同

砂 川 市 同

歌 志 内 市 同

深 川 市 同

南 幌 町 同

奈 井 江 町 同

上 砂 川 町 同

由 仁 町 同

長 沼 町 同

栗 山 町 同

月 形 町 同

浦 白 町 同

新 十 津 川 町 同

妹 背 牛 町 同

秩 父 別 町 同

雨 竜 町 同

北 竜 町 同

沼 田 町 同

江 別 市 同 7月21日から10月30日まで

千 歳 市 同

恵 庭 市 同

北 広 島 市 同

石 狩 市 同

当 別 町 同

新 篠 津 村 同

小 樽 市 同 7月15日から10月15日まで

島 牧 村 同

寿 都 町 同

黒 松 内 町 同

蘭 越 町 同

ニ セ コ 町 同

真 狩 村 同

留 寿 都 村 同

喜 茂 別 町 同

京 極 町 同

倶 知 安 町 同

共 和 町 同

岩 内 町 同

泊 村 同

神 恵 内 村 同

積 丹 町 同

古 平 町 同

仁 木 町 同

余 市 町 同

赤 井 川 村 同

室 蘭 市 同 7月13日から9月30日まで

苫 小 牧 市 同

登 別 市 同

伊 達 市 同

豊 浦 町 同

壮 瞥 町 同

白 老 町 同

厚 真 町 同

洞 爺 湖 町 同

安 平 町 同

む か わ 町 同

日	高	町	同	8月3日から9月18日まで	占	冠	村	同	
平	取	町	同		和	寒	町	同	
新	冠	町	同		剣	淵	町	同	
浦	河	町	同		下	川	町	同	
様	似	町	同		美	深	町	同	
新	ひ	だ	か		音	威	子	府	村
函	館	市	同	7月6日から9月18日まで	中	川	町	同	
北	斗	市	同		幌	加	内	町	同
松	前	町	同		留	萌	市	同	8月10日から9月30日まで
福	島	町	同		増	毛	町	同	
知	内	町	同		小	平	町	同	
木	古	内	町		苦	前	町	同	
七	飯	町	同		羽	幌	町	同	
鹿	部	町	同		初	山	別	村	同
森		町	同		遠	別	町	同	
八	雲	町	同		天	塩	町	同	
長	万	部	町		稚	内	市	同	8月3日から9月18日まで
奥	尻	町	同	8月3日から9月30日まで	猿	払	村	同	
今	金	町	同		浜	頓	別	町	同
せ	た	な	町		中	頓	別	町	同
旭	川	市	同	8月3日から9月28日まで	枝	幸	町	同	
名	寄	市	同		豊	富	町	同	
富	良	野	市		幌	延	町	同	
士	別	市	同		北	見	市	同	7月27日から9月18日まで
鷹	栖	町	同		網	走	市	同	
東	神	楽	町		紋	別	市	同	
当	麻	町	同		大	空	町	同	
比	布	町	同		美	幌	町	同	
愛	別	町	同		津	別	町	同	
上	川	町	同		斜	里	町	同	
東	川	町	同		清	里	町	同	
美	瑛	町	同		小	清	水	町	同
上	富	良	野	町	訓	子	府	町	同
中	富	良	野	町	置	戸	町	同	
南	富	良	野	町	佐	呂	間	町	同

遠 軽 町 同		中 標 津 町 同	
湧 別 町 同		標 津 町 同	
滝 上 町 同		羅 白 町 同	
興 部 町 同		3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	
西 興 部 村 同		実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群	
雄 武 町 同	8 月 3 日から 9 月 30 日まで	4 実施の方法	
帯 広 市 同		(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。	
音 更 町 同		(2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成27年 3 月13日26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。	
士 幌 町 同			
上 士 幌 町 同			
鹿 追 町 同			
新 得 町 同			
清 水 町 同			
芽 室 町 同			
中 札 内 村 同			
更 別 村 同			
大 樹 町 同			
広 尾 町 同			
幕 別 町 同			
池 田 町 同			
豊 頃 町 同			
本 別 町 同			
足 寄 町 同			
陸 別 町 同			
浦 幌 町 同			
釧 路 市 同	7 月 27 日から 9 月 11 日まで		
釧 路 町 同			
厚 岸 町 同			
浜 中 町 同			
標 茶 町 同			
弟子屈 町 同			
鶴 居 村 同			
白 糠 町 同			
根 室 市 同	7 月 21 日から 9 月 14 日まで		
別 海 町 同			

- (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第483号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年6月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡占冠村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐による伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 寿都郡黒松内町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 寿都郡黒松内町・虻田郡倶知安町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

保安林の所在場所 次図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 旭川市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹間疎密度が10分の8以上の箇所とする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 寿都郡黒松内町・虻田郡倶知安町・島牧郡島牧村（以上2町1村について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課並びに旭川市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第484号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定によ

る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を積丹町役場の掲示場に掲示した。

平成27年6月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成27年北海道告示第363号
- 2 所在が不分明な者 梅野 宏治

北海道告示第485号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を札幌市役所の掲示場に掲示した。

平成27年6月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成27年農林水産省告示第1336号
- 2 所在が不分明な者 倉内 壮美

北海道告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年6月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 北進平取線 北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部	勇払郡厚真町字幌内293番10地先から 同郡むかわ町穂別523番1地先まで	平成27. 6.26
道道 上士幌土幌音更線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	河東郡上士幌町字上士幌東3線227番17地先から 同郡上士幌町字上士幌東3線227番17地先まで	平成27. 6.26
道道 上士幌土幌音更線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	河東郡上士幌町字上士幌東3線233番6地先から 同郡上士幌町字上士幌東3線239番80地先まで	平成27. 6.26

北海道告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年6月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
川汲小板川（I－21－1340）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市川汲町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
川汲清水川（I－21－1350）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市川汲町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第488号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年6月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
南茅部川汲1（I－2－179－1217）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市川汲町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
南茅部川汲4（I－2－182－1220）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市川汲町、安浦町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 寺社裏の沢川（Ⅰ－21－1360） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市川汲町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。 (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号及び平成27年北海道告示第6号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。 (2) 原子力施設等放射能調査機関連絡協議会加盟道府県において、環境放射線テレメータシステムの納入実績を有すること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2による。 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成27年6月26日から同年7月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分までの間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量400gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信用切手券を添えて、契約を担当する組織に申し込むこと。 (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織に指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。 6 資格に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道原子力環境センター総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 045－0123 岩内郡共和町宮丘261番地 1 (3) 電 話 番 号 0135－74－3131
道原子力環境センター告示 北海道原子力環境センター告示第28号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年6月26日 北海道原子力環境センター所長 小野寺 卓 司 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成27年6月26日に一般競争入札の公告を行う環境放射線テレメータシステム更新業務契約 (2) 資 格 環境放射線テレメータシステム更新業務の資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 環境放射線テレメータシステム更新業務 2 資 格 要 件	北海道原子力環境センター告示第29号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年6月26日 北海道原子力環境センター所長 小野寺 卓 司 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

環境放射線テレメータシステム更新業務 一式

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から平成28年3月22日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成27年北海道原子力環境センター告示第28号に規定する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道原子力環境センター総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター 2階大研修室
- (2) 入 札 日 時 平成27年8月5日(水) 午後2時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所に秘密保持誓約書を提出すること。秘密保持誓約書の提出者に入札説明書を手交又は郵送する。郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量400グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、(1)の場所に申し込むこと。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)及び3の(1)による。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道原子力環境センター総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 045-0123 岩内郡共和町宮丘261番地1

(3) 電 話 番 号 0135-74-3131

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be services : Renewal of Environment radiation telemeter system 1set
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., August 5, 2015
- C Contact : General Affairs Section, Hokkaido Nuclear Energy Environmental Research Center, Miyaoka 261, Kyowa-cho, Iwanai-gun, Hokkaido 045-0123 Japan
Phone : 0135-74-3131
-